


# 平成23年9月第3回幸田町議会定例会 報告

## 議会報告 9月定例会

平成23年9月定例会は9月1日に召集、30日までの30日間開催され、財政健全化判断比率等についての報告と教育委員の任命など2件の人事案件、単行議案6件、補正予算8件、平成22年度決算認定議案が10件が上程され、いずれも原案通り可決しました。

### 主な 単行議案

○コミュニティバス2台購入 <契約金額：金1260万円>




福祉巡回バスの3から4ルートに  
・月曜日～金曜日 8:30～17:00  
「スクールバスにもなります」  
スクールバス運行ルート案（）内は現在の1～6年生の人数  
・【幸田小(4人)、坂崎小ルート(27人)22.2km】  
・【幸田小(8人)、荻谷小ルート(30人)13.6km】  
・【豊坂小(34人)、つどいの家ルート(10人)17.7km】  
・【深溝小ルート(23人)18.6km】  
運行開始：平成24年3月予定 <全員賛成可決>

2台購入される同タイプ(29人乗り)の車両

無料を継続

○蒲郡市斎場の更新



蒲郡市と幸田町の住民が利用する斎場施設老朽化  
建設および維持管理ならびにこれに附随する事務を蒲郡市および幸田町の共同事業として処理する必要があるため。  
建設負担割合、今後協議(約13億円の建設費が示されています)  
参考：現状の火葬料金は、利用料の¥4,500。  
建設当時、幸田町の建設費負担金はなかった。  
平成26年度完成をめざす。 <全員賛成可決>

建設から30年以上経過した、現在の斎場

- その他 議案
- 補正予算関係：平成23年度一般会計・特別会計補正予算（総額6357万円 →<全員賛成可決>）
  - 決算認定関係：平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算認定 →<賛成多数認定>
  - 陳情：議場に国旗町旗掲揚を求める陳情書 →<賛成多数採択>
  - 陳情：定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書 →<全員賛成採択>

### 「幸田町版 事業仕分け」実施される（7月23-24日）

多くの傍聴の方が訪れる中、「幸田町版事業仕分け」が実施されました。町が実施している695の事業から、今回対象となった19の事業を「そもそも必要か」「要改善」「拡充」といった観点で「事業の見える化」と住民と行政が同じ目線で事業の必要性や仕事のやり方を見直すキッカケづくりとなること、大きな目的だと思います。今回、多くの事業が「要改善」という判定がされました。「何をやるかではなく、誰のために、何のためにやるのか？」という観点で住民はしっかり行政を見ていることがよくわかりました。この結果は次年度の予算編成に反映される予定です。





自動車関連企業の7月～9月間の土日操業で休日保育が実施されました。  
保育：97人の申し込み・・・約80%の出席率  
児童クラブ：54人・放課後子ども教室：26人の申し込み・・・約70%の出席率  
自動車関連のみでなく、一般の休日保育希望者も12人利用されました。  
これを機会に来年度から、休日保育を開始予定。(近隣では、幸田町のみ未実施)

### = 活動報告 =

#### 中地協にて「議員活動報告」開催(7月22日)

連合愛知三河中地域協議会で地協役員に対し議員活動報告会が開催されました。私は幸田町の議会報告、防災対策、行財政改革の一つである事業仕分け、交通安全対策など報告をさせていただきました。報告のあとの質問では、直面する現状の近々の課題である、浜岡原発停止後の議会対応、企業の土日操業に対する、行政の対応状況や税収をあげていく考え方など、活発な質疑応答がされました。



議員活動報告

#### 列島クリーンキャンペーンに参加(9月10日)



開始前の矢田代表のあいさつ

三河中地協の年間活動のひとつ「列島クリーンキャンペーン」が実施されました。岡崎市のフタバ研修センターに集合し、2箇所に分かれ「ごみ・空き缶拾い」に参加しました。晴天でまだまだ強い夏の日差しの中、1時間30分ほどたっぷりといひ汗を流しました。街中は、台風のあとでもあり、多くのごみが散乱していると予想していましたが、ごみは非常に少ないと感じました。こうした活動は、継続することに意義があり「活動を見せる」効果も街の美化に役立つものと思います。参加された皆さん、暑い中「お疲れさまでした。」



### 得 こんな有利な制度があります！(県下で幸田町だけ)

#### 幸田町勤労者住宅資金利子補給制度(住宅ローン利子補給)

この制度は、勤労者の方が町内で自ら居住する住宅を購入又は増築するための資金を金融機関から借りられる場合に、町が住宅ローンの支払い利息の一部を5年間補給する制度です。申請は町が指定する金融機関を通じて行われますので住宅ローンを検討される際には金融機関にご相談ください。

##### 利子補給対象者・条件

- ・町内に自ら居住する住宅を新築購入又は増築住宅ローンの貸付を受けた勤労者
- ・住宅融資制度による貸付けを受けた前年所得1,200万円以下の方
- ・所有する宅地面積が1,800㎡以下の方
- ・貸付期間が10年以上で、貸付金額が50万円以上であること
- ・貸付実行日、又は新築・増築の場合の建築基準法の規程による検査済証交付日から3ヶ月以内
- ・利子補給対象額は、新築、または中古住宅の取得は500万円まで、増築は300万円まで

##### <例えば・・・>

- ・新築購入の場合→借入金額：2500万円・期間：35年・利息：年1.5%・所得：350万円、宅地面積：180㎡の場合5年間の総支給額は、約30万円となります。



さこう弘康のホームページを見に来てください。「ご意見ご要望も受け付けています」

さこう弘康

検索

<http://www.hiro-sakou.com/index.html>